

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	事故時の応急措置命令 (移動タンク貯蔵所)		
根拠条項	第16条の3第4項	処分権者	市長
根拠条文	<p>法第16条の3第4項 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
処 分 基 準	<p>法文のとおり、いわき市内において、移動タンク貯蔵所に係る危険物の流出、火災、爆発等の事故が発生したときに、所有者、管理者又は占有者が直ちに応急措置を行わなかった場合或いは最善の措置を行わなかったとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有り		
意見陳述の機会の付与	不要 (理由 行政手続法第13条第2項第1号)		
区 分			
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		